



島根県報

平成17年12月27日 (火)
号外第119号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則

島根県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則 (都市計画課)

公布された条例等のあらまし

島根県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則 (規則第137号)

1 規則の概要

- (1) 屋外広告業の更新の登録を受けようとする者は、登録の有効期間満了の日の30日前までに更新の登録を申請しなければならないこととした。(第8条関係)
- (2) 屋外広告業の登録の申請書の様式及び添付書類について定めることとした。(第9条・様式第10号 - 様式第12号関係)
- (3) 登録内容に変更が生じた場合の変更届の様式及び添付書類について定めることとした。(第10条・様式第12号の2関係)
- (4) 廃業等の届出の様式を定めることとした。(第11条・様式第12号の3関係)
- (5) 屋外広告業者が掲示する標識について、その記載事項及びその様式を定めることとした。(第14条・様式第18号関係)
- (6) 屋外広告業者が備え付ける帳簿について、その記載事項、様式及び保存期間を定めることとした。(第15条・様式第19号関係)
- (7) 監督処分簿の閲覧所は、島根県土木部都市計画課とすることとした。(第16条関係)
- (8) 立入検査を行う職員の身分証明書の様式を定めることとした。(第17条・様式第20号関係)
- (9) 島根県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正 (附則第2項関係)
- (10) その他規定の整理

2 施行期日

平成18年4月1日から施行することとした。

規 則

島根県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年12月27日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第137号

島根県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

島根県屋外広告物条例施行規則 (昭和49年島根県規則第39号) の一部を次のように改正する。

第3条の4第2項中「様式第1号の2」を「様式第1号の3」に改め、同条を第3条の5とし、第3条の3の次に次の

1条を加える。

(許可の更新の申請)

第3条の4 条例第7条第3項の規定による許可の期間の更新を受けようとする者は、第2条の屋外広告物許可申請書正副2部に屋外広告物自己点検報告書(様式第1号の2)を添えて知事に提出しなければならない。

第7条を削る。

第8条第1項中「様式第8号」を「様式第7号」に改め、同条第2項中「様式第8号の2」を「様式第8号」に改め、同条を第7条とし、同条の次に次の1条を加える。

(更新の登録の申請期限)

第8条 条例第18条第3項の規定により更新の登録を受けようとする者は、その者が現に受けている登録の有効期間の満了の日の30日前までに、当該更新の登録を申請しなければならない。

第9条を次のように改める。

(屋外広告業の登録)

第9条 条例第18条の2第1項の申請書は、様式第10号のとおりとする。

2 条例第18条の2第2項に規定する誓約書は、様式第11号のとおりとする。

3 条例第18条の2第2項の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 条例第18条第1項又は第3項の規定により登録を受けようとする者(以下「申請者」という。)が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書並びにその役員の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び略歴書(様式第12号)

(2) 申請者が個人である場合にあっては、申請者(当該申請者が屋外広告業に関して成年者と同一の行為能力を有しない未成年者である場合にあっては、当該申請者及びその法定代理人)の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び略歴書(様式第12号)

(3) 業務主任者(条例第20条第1項に規定する業務主任者をいう。以下同じ。)の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び当該業務主任者が条例第20条第1項各号のいずれかに該当するであることを証する書面

4 前3項に規定する知事に提出する書類の部数は、正副2部とする。

第9条の2を削る。

第12条を第18条とする。

第11条の見出しを「(業務主任者の資格の認定)」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「前項第2号」を「条例第20条第1項第5号」に改め、「知事の」を削り、「講習会修了資格認定申請書」を「業務主任者資格認定申請書」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「第1項第2号」を「条例第20条第1項第5号」に、「講習会修了資格認定書」を「業務主任者資格認定書」に改め、同項を同条第2項とし、同条を第13条とし、同条の次に次の4条を加える。

(標識の掲示)

第14条 条例第20条の2の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 法人である場合にあっては、その代表者の氏名

(2) 登録年月日

(3) 営業所の名称

(4) 業務主任者の氏名

2 条例第20条の2の規定により屋外広告業者が掲げる標識は、様式第18号のとおりとする。

(帳簿の記載事項等)

第15条 条例第20条の3の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 注文者の氏名又は名称及び住所

(2) 広告物の表示又は掲出物件の設置の場所

(3) 表示した広告物又は設置した掲出物件の名称又は種類及び数量

(4) 表示又は設置の年月日

(5) 請負金額

- 2 条例第20条の3の規定により屋外広告業者が備える帳簿は、様式第19号のとおりとする。
- 3 前項の帳簿は、広告物の表示又は掲出物件の設置の契約ごとに作成しなければならない。
- 4 屋外広告業者は、第2項の帳簿を各事業年度の末日をもって閉鎖するものとし、閉鎖の日後5年間営業所ごとに当該帳簿を保存しなければならない。

(監督処分簿)

第16条 条例第21条の3第1項の規則で定める閲覧所は、島根県土木部都市計画課とする。

- 2 条例第21条の3第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 処分を受けた屋外広告業者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)並びに登録番号
 - (2) 処分の根拠となる条例の条項
 - (3) 処分の原因となった事実
 - (4) その他参考となる事項

(身分証明書)

第17条 条例第21条の4第3項の身分を示す証明書は、様式第20号のとおりとする。

第10条を第12条とし、第9条の次に次の2条を加える。

(変更の届出)

第10条 条例第18条の5第1項の規定による届出は、屋外広告業登録事項変更届(様式第12号の2)によりしなければならない。

- 2 前項に規定する届出書には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書面を添付しなければならない。
 - (1) 条例第18条の2第1項第1号に掲げる事項の変更 法人である場合にあっては登記事項証明書、個人である場合にあっては住民票の抄本又はこれに代わる書面
 - (2) 条例第18条の2第1項第2号に掲げる事項の変更(商業登記の変更を必要とする場合に限る。) 登記事項証明書
 - (3) 条例第18条の2第1項第3号に掲げる事項の変更 前条第2項の誓約書及び同条第3項第1号に掲げる書類
 - (4) 条例第18条の2第1項第4号に掲げる事項の変更 前条第2項の誓約書及び同条第3項第2号に掲げる書類(法定代理人に関するものに限る。)
 - (5) 条例第18条の2第1項第5号に掲げる事項の変更 前条第3項第3号に掲げる書類

(廃業等の届出)

第11条 条例第18条の7第1項の規定による届出は、屋外広告業廃業等届(様式第12号の3)によりしなければならない。

様式第1号中「(屋外広告業届出済番号)」を「(屋外広告業登録番号) 島根県屋外広告業登録第 号」に改める。

様式第1号の2中「(第3条の4関係)」を「(第3条の5関係)」に改め、同様式を様式第1号の3とし、様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第 1 号の 2 (第 3 条の 4 関係)

屋外広告物自己点検報告書

年 月 日

島根県知事 様

住所
申請者 氏名 (印)
(法人にあっては、主たる事務所の所在地、)
名称及び代表者の氏名
電話番号

屋外広告物の点検結果を次のとおり報告します。

屋外 広告物 の概 要	広告物又は掲出物件の 種類		個数	
	表示 (設置) 場所			
	表示 (設置) 年月日	年	月	日
	前 回 許 可	年	月	日 指 令 第 号
点 検 結 果	点 検 項 目	異常の有無	改 善 の 概 要	
	取付け部分の変形又は 腐食	有 ・ 無		
	主要部材の変形又は腐 食	有 ・ 無		
	ボルト、ビス等のさび	有 ・ 無		
	表示面の汚染、変色又 ははく離	有 ・ 無		
	表 示 面 の 破 損	有 ・ 無		
	その他特に点検した箇 所	有 ・ 無		

備考

- 1 「異常の有無」欄については、いずれか該当するものを で囲むこと。
- 2 現況カラー写真も併せて添付すること。

様式第 7 号を削る。

様式第 8 号中「(第 8 条関係)」を「(第 7 条関係)」に、

「

工事施工者	(住所)	を
	(氏名)	

」

「

工事施工者	(住所)	に改め、同様式に注として次のよう
	(氏名)	
	(屋外広告業登録番号)	
	島根県屋外広告業登録第 号	

」

に加える。

注 「表示(設置)場所」欄の場所が多くあるときは、図示すること。

様式第 8 号を様式第 7 号とする。

様式第 8 号の 2 中「(第 8 条関係)」を「(第 7 条関係)」に、

「

広告物又は掲出物 件の種類及び数量		を
----------------------	--	---

」

「

広告物又は掲出物 件の種類及び数量	(種類)	に改め、同様式を様式第 8 号とする。
	(数量)	

」

様式第 9 号中「(第 8 条関係)」を「(第 7 条関係)」に改める。

様式第10号から様式第12号の 2 までを次のように改める。

様式第10号 (第9条関係)

(表面)

屋 外 広 告 業 登 録 申 請 書

年 月 日

島根県知事 様

住所
申請者

氏名 ㊟

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

電話番号

屋外広告業の登録を受けたいので、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

登録の種類	1 新規	登 録 番 号	島根県屋外広告業登録第 号	
	2 更新	登 録 年 月 日	年 月 日	
法人・個人の別	1 法人 2 個人			
フリガナ 氏 名 (法人にあっては、 名称及び代表者の 氏名)				
住 所 (法人にあっては、 主たる事務所の所 在地)	〒 電話番号			
1 島根県の区域内に おいて営業を行う営 業所の名称及び所在 地	営業所の名称	営業所の所在地	電話番号	
		〒		

(裏面)

2 業務主任者の選任 状況	所属営業所の名称	フリガナ 氏 名	資格の名称
3 法人である場合の 役員の職氏名	職		フリガナ 氏 名
4 未成年者である場 合の法定代理人の氏 名及び住所	フリガナ 氏 名		
	住 所	〒 電話番号	
5 他の地方公共団体 における登録状況	登録を受けた地方公共団体名	登録年月日	登録番号
証紙はり付け欄			

備考

- 1 印欄は、新規登録の場合には、記入しないこと。
- 2 「登録の種類」欄及び「法人・個人の別」欄については、いずれか該当する番号を で囲むこと。
- 3 記入欄が不足する場合は、別紙に記入すること。

様式第11号(第9条関係)

誓 約 書

年 月 日

島根県知事 様

住所
申請者
氏名

印

(法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称及び代表者の氏名)

申請者は、島根県屋外広告物条例第18条の4第1項各号に該当しないことを誓約します。

島根県屋外広告物条例(抜すい)

(登録の拒否)

第18条の4 知事は、申請者が次の各号のいずれかに該当するとき、又は第18条の2第1項の申請書若しくは同条第2項に規定する添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があり、若しくは重要な事実の記載が欠けているときは、その登録を拒否しなければならない。

- (1) 第21条の2第1項の規定により登録を取り消され、その処分の日から2年を経過しない者
- (2) 屋外広告業者(第18条第1項又は第3項の登録を受けて屋外広告業を営む者をいう。以下同じ。)で法人であるものが第21条の2第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分の日から30日以内にその役員であった者でその処分の日から2年を経過しないもの
- (3) 第21条の2第1項の規定により営業の停止を命ぜられ、その停止の期間が経過しない者
- (4) この条例若しくは法に基づく他の地方公共団体の条例又はこれらに基づく処分に違反して罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
- (5) 屋外広告業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人が前各号のいずれかに該当するもの
- (6) 法人でその役員の中に第1号から第4号までのいずれかに該当する者があるもの
- (7) 営業所ごとに業務主任者を選任していない者

2 略

様式第12号 (第9条関係)

略 歴 書

(申請者本人・法人の役員・法定代理人)

住 所	〒	
	電話番号	
フリガナ 氏 名		生年月日
略 歴	期 間	職 務 内 容 又 は 業 務 内 容
	自 年月日 至 年月日	
賞 罰	年 月 日	賞 罰 の 内 容

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

氏名



備考 「申請者本人・法人の役員・法定代理人」欄については、いずれか該当するものを で囲むこと。

様式第12号の2 (第10条関係)

屋外広告業登録事項変更届

年 月 日

島根県知事 様

住所
 申請者 氏名 印
 (法人にあつては、主たる事務所の所在地、)
 名称及び代表者の氏名
 電話番号

屋外広告業の登録事項に変更があつたので、次のとおり届け出ます。

登 録 番 号	島根県屋外広告業登録第			号
登 録 年 月 日	年 月 日			
変 更 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容	変 更 年 月 日	変 更 の 理 由	

備考

- 1 変更後30日以内に届け出ること。
- 2 商号、名称、氏名、住所、代表者の氏名又は主たる事務所の所在地の変更の場合は、法人にあつては登記事項証明書を、個人にあつては住民票の抄本又はこれに代わる書面を添付すること。
- 3 営業所の名称又は所在地の変更(商業登記の変更を必要とする場合に限る。)の場合は、登記事項証明書を添付すること。
- 4 法人の役員の氏名の変更の場合は、誓約書、登記事項証明書、新役員の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び略歴書を添付すること。
- 5 未成年者の法定代理人の変更の場合は、誓約書、法定代理人の住民票の抄本又はこれに代わる書面及び略歴書を添付すること。
- 6 業務主任者の変更の場合は、住民票の抄本又はこれに代わる書面及びその資格を証する書面を添付すること。

様式第12号の2の次に次の1様式を加える。

様式第12号の3 (第11条関係)

屋 外 広 告 業 廃 業 等 届

年 月 日

島根県知事 様

住所
 申請者 氏名 印
 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、)
 名称及び代表者の氏名
 電話番号

屋外広告業を廃止したので、次のとおり届け出ます。

登 録 番 号	島根県屋外広告業登録第 _____ 号
登 録 年 月 日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
法 人 ・ 個 人 の 別	1 法人 2 個人
フリガナ 氏 名 (法人にあっては、 名称及び代表者の 氏名)	
住 所 (法人にあっては、 主たる事務所の所 在地)	〒 _____ 電話番号 _____
届 出 の 理 由	1 死亡 2 合併による消滅 3 破産手続開始の決定 4 2及び3以外の理由による解散 5 廃止
届出理由の生じた日	_____ 年 _____ 月 _____ 日
屋外広告業者と届出人 との関係	1 相続人 2 元代表役員 3 破産管財人 4 清算人 5 本人

備考 「法人・個人の別」欄、「届出の理由」欄及び「屋外広告業者と届出人との関係」欄については、該当する番号を で囲むこと。

様式第13号中「(第10条関係)」を「(第12条関係)」に、「ふりがな」を「フリガナ」に、

所属する法人等の名称	住 所		を
	氏 名		

所属する法人の名称等	名 称		に改める。
	所在地		
証紙はり付け欄			

様式第14号及び様式第15号中「(第10条関係)」を「(第12条関係)」に改める。

様式第16号中「(第11条関係)」を「(第13条関係)」に、「講習会修了資格認定申請書」を「業務主任者資格認定申請書」に、

「 住 所
 申請者 氏 名 ④ を 申請者 住 所
 生年月日 氏 名 ④ 」に、「島根県屋

外広告物条例施行規則第11条第1項第2号」を「島根県屋外広告物条例第20条第1項第5号」に改める。

様式第17号中「(第11条関係)」を「(第13条関係)」に、「講習会修了資格認定書」を「業務主任者資格認定書」

「住 所 「住 所
 に、氏 名 を 氏 名」に、「島根県屋外広告物条例施行規則第11条第1項第2号」を「島根県屋外広告物条例
 生年月日」

第20条第1項第5号」に改め、同様式の次に次の3様式を加える。

様式第18号 (第14条関係)

← 40センチメートル以上 →	
屋 外 広 告 業 者 登 録 票	
商号、名称又は氏名	
法人である場合にあっては、 その代表者の氏名	
登 録 番 号	島根県屋外広告業登録第 号
登 録 年 月 日	年 月 日
営 業 所 の 名 称	
この営業所に置かれている業 務主任者の氏名	

↑
35
セ
ン
チ
メ
ー
ト
ル
以
上
↓

様式第19号 (第15条関係)

注文者の氏名又は名称			
注文者の住所	電話番号		
広告物の表示又は掲出物件の設置の場所			
表示した広告物又は設置した掲出物件	名称又は種類		数量
表示又は設置の年月日	年 月 日		
請 負 金 額	円		

様式第20号(第17条関係)

(表面)

第 号

所属

職

氏名

上記の者は、島根県屋外広告物条例第21条の4第3項の規定に基づき立入検査を行う職員であることを証明します。

年 月 日

島根県知事

印

(裏面)

島根県屋外広告物条例(抜すい)

(報告の徴収及び立入検査)

第21条の4 知事は、この条例の施行に必要な限度において、設置者等に対し、広告物の表示若しくは掲出物件の設置若しくはこれらの管理に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に広告物若しくは掲出物件の存する土地若しくは建物に立ち入り、広告物若しくは掲出物件を検査させることができる。

2 知事は、この条例の施行に必要な限度において、島根県の区域内で屋外広告業を営む者に対し、その営業に関し報告を求め、又はその職員に営業所その他の営業に係のある場所に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

3 前2項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第1項及び第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年 4 月 1 日から施行する。

(島根県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則の一部改正)

2 島根県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則 (平成17年島根県規則第113号) の一部を次のように改正する。

別表第 1 島根県肉用雌牛貸付事業実施規則 (昭和42年島根県規則第11号) の項の次に次のように加える。

島根県屋外広告物条例 (昭和49年島根県条例第21号)	第20条の 3
島根県屋外広告物条例施行規則 (昭和49年島根県規則第39号)	第15条第 4 項

別表第 2 島根県肉用雌牛貸付事業実施規則 (昭和42年島根県規則第11号) の項の次に次のように加える。

島根県屋外広告物条例 (昭和49年島根県条例第21号)	第20条の 3
島根県屋外広告物条例施行規則 (昭和49年島根県規則第39号)	第15条第 3 項

